

平成24年度第1回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

平成24年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 平成24年9月20日(木)
- 2 時間 午前9時30分から午前 時 分まで
- 3 場所 市役所第二庁舎801会議室
- 4 案件 (1) 平成24年度保全緑地の指定(案)について
- 5 出席者 (1) 審議会委員(8人)

会 長 真山 茂樹

副会長 岩村 沢也

委 員 柳澤 智晴

高橋 賢一

鶴切 博義

片岡 康子

柏原 君枝

平井 安代

上原佐世子

小山 茂

(2) 説明員

環境政策課長兼緑と公園係長 石原 弘一

(3) 事務局員

緑と公園係 鈴木

緑と公園係 目黒

緑と公園係 高橋

緑と公園係 根岸

平成24年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

会長 皆様、おはようございます。岩村副会長がまもなく到着するという
ことですので、本日の緑地保全対策審議会を開催させていただきます。

今回は新年度最初の緑地保全対策審議会になります。今日の案件は、
保全緑地の指定（案）の諮問のことですが、最初に事務局から報告が
あるのでよろしくお願いします。

環境政策課長 皆様おはようございます。

市議会が開催されている都合上、本日、11時程度を会議のめどと
して進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、東京都多摩環境事務所自然環境課長さんの人事異動がござい
まして、柳澤智晴さんに新委員として委員を委嘱させていただいてい
ますのでご紹介させていただきます。

柳澤委員 柳澤です。よろしくお願いします。

環境政策課長 それでは、他の委員さんも柳澤さんと初めて顔合わせという形にな
ったと思いますので、簡単に自己紹介をお願いできればと思います。

高橋委員 名簿の2番目の高橋です。

鶴切委員 農業委員をしています鶴切です。

上原委員 公募で選ばれました上原です。緑町二丁目に住んでおります。よろ
しくお願いします。

会長 名簿の3番目、学芸大の真山です。よろしくお願いします。

片岡委員 緑化団体に属している、グリーンサムという公園で植物を季節ごと
に変えたりして楽しんでおります片岡です。よろしくお願いします。

柏原委員 公募委員の柏原と申します。中町四丁目に住んでおります。

平井委員 公募委員の平井です。よろしくお願いします。

小山委員 名簿の最後、10番ですけど、緑町三丁目で農業をしております小
山と申します。よろしくお願いします。

環境政策課長 ありがとうございます。

それでは、事務局も新年度ということで4月に人事異動がございま
したので、事務局の紹介をさせていただきます。まず、本日ごみ対策
審議会の委員会の準備で、そちらに参っておりますが、柿崎健一が4

月 1 日付で環境部長になりましたのでご紹介させていただきます。

事務局 緑と公園系の鈴木です。

事務局 目黒です。

事務局 高橋です。

事務局 根岸と申します。

環境政策課長 私は環境政策課長兼緑と公園係長の石原と申します。

それでは、まず諮問から進めさせていただきます。本来、市長が諮問書の読み上げをさせていただくところですが、私から読み上げさせていただきます。

会長 それでは皆様に諮問書のコピーが渡りましたと思いますので、諮問書の案につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

環境政策課長 説明に先立ちまして、本日、パワーポイントの操作等で保全緑地の調査をご担当いただきました小金井園の皆様にお手伝いをいただいておりますので、よろしくお願ひします。

まず、新たに、初めて審議に参加される委員の方もいらっしゃいますので、簡単に緑地保全の諮問の概要について、私から説明させていただきます。

緑地の保全につきましては、大きく分けて公共緑地、それから環境緑地、保存樹木、保存生け垣という緑地保全の指定の種別がございます。こちらの指定の期間はいずれも 5 年間となっておりますので、今回、諮問させていただいているものは、5 年前に申請していただいて申請期間が切れ、また再度継続して 5 年間申請していただいたもの、及び新たに申請のあったもの、それから年度途中などでやむを得ない理由により保全緑地の維持が困難になって解除の申請をされたものについて、今回諮問させていただくところです。

5 年間の指定の期間がございますので、毎年度 1 回の緑地保全対策審議会の中では必ずこういった公共緑地、環境緑地、保存樹木、保存生け垣の諮問という案件が出てまいります。今回の諮問で今年度は全ての諮問をさせていただくという予定となっております。

各保存すべき緑地の種類の概要を申し述べさせていただきますと、先ほど申し上げた公共緑地と環境緑地というのは、公共緑地につきましては、公共の用に供されることが確約される土地で、おおむね 5 0

0 m²以上の土地。具体的には、国分寺崖線沿いの土地が公共緑地として多く指定されている現状がございます。

こちらのほうは固定資産税を100%減免し、管理も市がみずから行うということで、その公共緑地を市民の皆様に公開して自由に入っただく緑地や、あるいは閉鎖管理型であっても、例えば湧水などがあり、貴重な生物がいたりして、豊かな自然環境があり、市で管理することが適切であると判断されたものにつきまして、公共緑地として指定させていただいている現状です。

また、公共緑地に準ずる位置づけとして環境緑地というものがございまして、こちらは固定資産税の80%を減免するものです。こちらは管理については所有者で行っていくことを原則としておりますので、市民の方に自由に中にお入りいただくということは、所有者の管理でありますので、行っていないところですが、これも公共緑地と同じように500 m²以上の面積の土地ということで、近隣から見ても豊かな緑が残されているということがわかるようなものについて指定させていただいているところです。

続いて、保存樹木ですが、保存樹木の指定基準については、高さが10 m以上で、地上1.5 mでの高さの幹回りが1.5 m以上、高さが10 m以上であるか幹回りが1.5 m以上であるかのいずれかに該当する樹木について指定できることとなっております。

保存生け垣につきましては、道路に面した高さ1 m以上、長さ10 m以上の生け垣で、従来は、1軒の方がお一人で10 m以上の生け垣を管理しているものについて指定させていただいていたところです。近年、土地の細分化がされて、10 m以上の生け垣をお一人で持っているところだけを指定していると、保存生け垣の指定が減少していく一方であるということから、2軒以上の方々でも連続して生け垣が10 m以上あれば、保存生け垣として指定することができるというふうな運用を変更させていただいております。

以上、毎年4月中に指定申請を受け付け、本年度につきましては、小金井園さんに委託して調査をしていただきました。

予め配布した指定（案）の資料をご覧いただきたいと思います。資料の説明は目黒からさせていただきます。

事務局

それでは資料に基づいて説明をさせていただきます。まず1ページですが、今回、諮問していただくのは保全緑地の公共緑地、保存樹木、保存生け垣となっており、公共緑地は更新が1件、国分寺崖線の730.25㎡です。

保存樹木は、更新が12件、本数は40本です。

保存生け垣は、更新が26件、新規1件、延長は615mです。

次のページですが、最初に公共緑地で国分寺崖線730.25㎡、1件です。

引き続きまして、保存樹木は全部12件、40本となっておりまして、保存樹木の一覧表をごらんいただければと思います。

東町1丁目1番44番、全部で11本あり、1-1、高さが20m、幹回りが286cm。2番目にイチヨウで高さは20m、幹回りは209cmです。3本目が、ムクノキ、高さが18m、幹回りは215cm。4番目が、ムクノキで高さが20m、幹回りが264cmです。次に5番目が、ソメイヨシノで高さが11m、幹回りが197cmです。6番目にソメイヨシノですが、高さが10m、幹回りが189cmです。7番目にエノキで高さが12m、幹回りが252cmです。8番目にケヤキで高さが21m、幹回りが218cmです。9番目にケヤキで高さが23m、幹回りが305cmです。10番目にソメイヨシノで高さが10m、幹回りが182cmです。11番目が、ソメイヨシノで高さが10m、幹回りは261cmです。

2番目の梶野町2丁目11番ですが、3本ございまして、まずケヤキですが、高さが17m、幹回りが210cmです。2番目にシイの木で高さが17m、幹回りが148cmです。3番目にケヤキで24mです。幹回りが289cmです。

3番目に梶野町2丁目11番、ケヤキが1本で高さが17mです。幹回りが222cmです。

4番目に緑町4丁目16番、ケヤキが1本で、高さが12m、幹回りが221cmです。

5番目に緑町5丁目12番、ケヤキで高さが10m。幹回りが222cmです。

6番目に中町1丁目10番、タイサンボク、高さ13m、幹回りが

189 cmです。

7番目に中町2丁目14番、ケヤキで高さ25m、幹回りが404 cmです。

8番目に前原町2丁目14番、ユリノキで高さが14m、幹回りが172 cmです。

9番目に本町3丁目1番、全部で4本あり、ケヤキで高さが4本とも全部13mです。1本目が幹回り212 cm、2番目が幹回りが171 cm、3番目が幹回り196 cm、4番目が幹回り184 cmです。

10番目、桜町3丁目3番、ケヤキで高さが20m、幹回りが282 cmです。もう1本ございまして、ケヤキで高さが25m、幹回りは306 cmです。

11番目、貫井南町2丁目1番、全部で12本ございまして、ケヤキで高さ18m、全部で12本あり、全部高さが18mです。1番目が幹回り238 cm。2番目としまして幹回り225 cm、3番目は幹回り150 cm、4番目が幹回り200 cm、5番目が幹回り244 cm、6番目が幹回り226 cm、7番目としましてケヤキで高さが18m、幹回り235 cmです。8番目にケヤキで高さ18m、幹回りが161 cmです。9番目にハウノキで高さが18m、幹回りが172 cmです。10番目にケヤキで高さが15m、幹回りが170 cmです。11番目にシラカシが2本ありまして、両方とも高さが8mです。1番目が幹回り119 cm、2本目は幹回りが113 cmです。

最後になりますが12番目、貫井南町3丁目4番、2本ございまして、ソメイヨシノ、高さが13mと11mございまして、1番目が幹回り269 cm、2本目が220 cm。

以上で保存樹木につきましては、全部で12件、40本です。

続きまして、保存生け垣に移らせていただきます。保存生け垣は全部で27件、615mです。

まず1番目、東町2丁目24番、樹種はツゲで、高さ1.2m、指定延長は18mです。

2番目が東町3丁目6番、樹種はマサキで、高さ1.5m、延長は

15 mです。

3番目が東町4丁目20番、樹種はドウダンツツジ、高さ1 mで、延長は23 mです。

4番目が東町4丁目30番、樹種はキンモクセイ・カイヅカイブキなどで、高さ1.5 m、延長は19 mです。

5番目、東町5丁目17番、樹種はベニカナメモチ、高さ1.7 m、延長は16 mです。

6番目、梶野町2丁目11番、樹種がシラカシ・ベニカナメモチ等で、高さ1.8 m、延長は19 mです。

7番目が梶野町2丁目2番、樹種はベニカナメモチ、高さが1.8 mで、延長は42 mです。

8番目が緑町3丁目12番、樹種はアベリア、高さが1.9 m、延長が14 mです。

9番目、緑町5丁目16番、樹種はベニカナメモチ、高さは1.4メートルで、延長は25メートルです。

10番目に中町1丁目7番、樹種はベニカナメモチ、高さは1.3 m、延長は21 mです。

11番目、中町1丁目10番、樹種はベニカナメモチ、高さは1.4 m、延長32 mです。

12番目、中町2丁目7番、樹種はイヌツゲ、高さは2 mで、延長は11 mです。

13番目、中町3丁目23番、樹種はイヌツゲ、高さは1.8 m、延長38 mです。

14番目、前原町3丁目12番、樹種はサワラ、高さは1.5 mで延長12 mです。

15番目、前原町1丁目12番、樹種はヒイラギモクセイ、高さが1.7 m、延長30 mです。

16番目、前原町3丁目25番、樹種はベニカナメモチ、高さは1.6 m、延長は12 mです。

17番目、本町4丁目18番、樹種はサワラ、高さは1.8 m、延長は17 mです。

18番目、本町4丁目20番、樹種はツゲ、高さは1.3 m、延長

は25mです。

19番目、本町5丁目30番、樹種はアラカシ・レッドロビン他で、高さは1.8m、延長は17mです。

20番目、本町6丁目7番、樹種はヒイラギモクセイ他で、高さは1.2m、延長は26mです。

21番目、本町6丁目9番、樹種はネズミモチ、高さは1.8m、延長は20mです。

22番目、桜町2丁目1番、樹種はサワラ、高さ2mで延長は22mです。

23番目、桜町2丁目1番、樹種はレッドロビン、高さは1.8mで延長は48mです。

24番目、貫井南町1丁目23番、樹種はヒイラギモクセイ、高さは1.8m、延長18mです。

25番目、貫井南町3丁目6番、樹種はトウカエデ、高さ1.4m、延長は13mです。

26番目、貫井南町4丁目2番、樹種はヒイラギモクセイ、高さは1.8m、延長は50mです。

27番目、緑町3丁目8番、この方は新規で、新たに樹種マサキ、高さ1.2m、延長が12mです。

以上27件、更新が26件、新規1件、延長は615mです。

以上で、公共緑地、保存樹木、保存生け垣の説明を終わらせていただきます。

引き続き参考資料ですが、8ページ目に町別一覧表が参考として載っております。これが19年度に申請のあったものについて今回調査しました。

次にその裏になりますが、9ページ目には23年度に指定解除になった保存樹木、保存生け垣、あとは権利譲渡で、上の保存樹木が全部で7件あり理由としては、備考欄に枯損木撤去と書いてありますが、これは危険防止、台風による倒木とか、老木が減ったという理由で指定解除になっています。

生け垣は、私道寄附のため撤去、あとは病気のため撤去されました。権利譲渡につきましては相続です。

最後になります、10ページ目ですが、平成24年度の総括表として環境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生け垣の各面積とか本数が載っており、来年25年度は、この20年度を調査に入りますが保存樹木が今年は40本ですが、来年は非常に多くて413本調査をしないではいけません。

あと、保存生け垣につきましても、今年は615メートルですが、来年は2,331メートルの調査をする予定でおります。

以上で説明を終わらせていただきます。

環境政策課長 1点確認事項で、保存樹木の、整理番号11番の大沢さんで、幹回りが119cmと113cmで高さが8m、厳密に言うとこれは指定の基準を満たしていません。

委員 実際にこのとおりですか。

環境政策課長 5年前に指定していたときはもっと大きかったのです。

委員 今の8mですけれども、高さはどうやって測っているのですか。目測ですか。

事務局 10mぐらいでしたら測れます。

委員 1年で1mぐらいは伸びますか。

事務局 そうですね。1mぐらい、ものによっては、日当たりとかにもよりますが、1、2mぐらいは伸びると思います。

会長 そうですね、これは申請者に一応こういう結果であったので、剪定等にはちょっと注意をしてくださいというようなことを一言伝えていただければいいのではないかなと思いますので、その旨お願いいたします。

今、事務局からいろいろ詳しい説明をしていただきましたけれども、この件に関しましてご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いたします。

委員 今の件で、何か例外規定みたいなものは特にないのですか。例えば近隣に住宅から少し邪魔になったとか、切ったとか、そういうものは特段ないわけですか。

事務局 ないです。5年前は高さがありました。

委員 この一つの事例で、この10年間の規定とかいう保存の件ですが、これは何からきているものですか。高さが保存の対象になるのではな

くて、小金井に残したい木が保存の対象だと思うんですけど、小金井市民のために皆さんでこの木は残したいという木があれば保存の対象にしていいじゃないかと思います。

環境政策課長 10m、1.5mの根拠ですけど、小金井市緑地保全及び緑化推進条例の施行規則で、保存樹木については次のいずれかに該当することということで、地上1.5mの高さにおける幹回りが1.5m以上であること。高さが10m以上であることというように、市でそういった基準を満たしたものを保全樹木の指定の最低基準にしようということ で規則に定めたようです。年間2,000円で剪定とかの一部に当てて くださいということと、所有者の方にかなりあってよかったなどおっ しゃっていただけるのは、保険を掛けているというのがあり、高木が折れて枝が落下して車を破損させてしまった時の保険について、市で掛けている保険から補てんされるというところで、高い樹木を所有して いて近隣への被害などについても、現状、市からの保険の範囲でやるという ことも、この緑地保全の一つの制度に取り入れています。

歴史的価値のある樹木ですけど、そういったことについては、教育委員会 の文化財のほうで由緒ある樹木ということで、その歴史的価値を認めて指 定しているものがあります。また教育委員会から助成制度が出ているので、 こちらの保存樹木とそういう文化財等は重ねて掛けるということ はしない形にしていますので、歴史的な由緒ある樹木については文化財の 制度から保存していくという考えです。

鶴切委員 サンシュユの例がありましたけど、皆さんの中で、背は低いけれども残 したいなという木がどこかにあるかもしれないので、それは大事に保存樹木 として保存できる形で定義を少し検討してみたらどうかと思います。その 辺は検討をしていただきたい。

高橋委員 こちらの条例を積極的に適用範囲を広げていく努力が環境サイド、ある いは緑化のサイドから、そういう努力をして、一方で教育委員会にそうい う歴史的な価値の評価もしてもらおう。問題は、積極果敢に、この条例を できるだけ拡大解釈できるようにして、緑化を推進しようという気持ちは 非常に重要だと思うので、施行規則の変更的なものかな、そういうものをつ け加えるということがあっていいと思う。市民の方々が積極的に指定を受け ようという気があるものを受け入れると

いうか、いろいろな窓口を用意することが重要な気がするのですね。

そういう意味で、施行規則の変更というのは審議会で議論する。

環境政策課長 審議会のほうでもご議論いただいて、ご意見として出していただければ、こちらでも修正する上で重要だと思います。

高橋委員 この審議会では、そういう積極的な条例の適用を考えたり、それをしようじゃないかという意見があったと。

会長 施行規則の変更というのは条例じゃないですから、議会を通さなくて可能なのですか。

環境政策課長 市長が決めて告示すれば。

会長 今、積極的にこの審議会で柔軟的な運用ができるようにということを書いていこうという高橋委員からのご意見ですけれども、皆さん如何ですか。

(拍 手)

会長 拍手が鳴っているので、はい。

委員 私は小金井市の第4次基本構想というのを読んできたんですけど、これには「環境と都市基盤」というところ、とにかく緑が減っていますよということで、新たな緑を創出する取り組みをさらに進めることが課題だと提起されているんですね。

上原委員 自分の住んでいるところに一番近いところで、梶野町の保存樹木と生け垣のところの地図を、名前と団地で調べてきました。どちらも梶野町の場合は2丁目ですね。梶野町は本当に屋敷林だとか、大きな立派な木が沢山あるのに、なぜ2件しか申請していないんだろうかと疑問に思いました。

年間2,000円の奨励金、保険は市が掛けてくれるので保障はありますよと。やっぱり皆さんしない所を見ると、あまり益がないからなのかなとか、そんなことを思いました。

それと、町内を歩いてみますと、ケヤキの木は立派ですけど葉っぱが台風だとかで、落ち葉が大変だという、いろいろな事情があるんでしょうけれども、木、幹回りは立派ですけど切っちゃって、惨めな木があるのですね。確かに木はあるのだけれども何か電信柱みたいな木だと。実際、関野町近くの八幡様、どこも切られちゃっているし、何か問題が多いなって思ったのですが如何でしょうか。

環境政策課長　今回、今年度の申請ということで、上原委員のご覧になったたくさん
の樹木の中で、プレートとかが確認できなかったというものであれば、それは所有者のご意思で、自分はそういった保存樹木とかに指定
することは自分の本意でないという気持ちで申請されていないのかな
と思います。

実際に、保存樹木に申請されていない人の声というのは、なかなか
こちらでも聞く機会はないのですが、保存樹木に申請していただいている
方の声で、申請はするのだけど、でもできることなら、もう申請を
更新するのも止めたいという声を漏らされることもあります。それは
やはり、周りの方に落ち葉が迷惑だと言われるだとか、木が高くて陰
が、洗濯物が乾かないとか、そういったご不満を告げられるのがつら
いので、自分としては最初の信念を貫くというご意思で、また申請し
ていただいている方が多いのですけれど、裏返してみると、申請され
ない方の気持ちは、やはり1回指定されてしまうと、どのような事情
があっても手を入れることに対して周りから、保存樹木を切ったとか、
そういうことを言われるのではないかとか、そういった気持ちになっ
てお話しをするというケースです。

それと、保存樹木については、個人の所有者の所有樹木ではあるん
ですけれど、指定されると所有者に残すために義務みたいなものも出
てくるので、たとえ自分の所有でなくなった場合でも、次の方にそれ
を残していただく努力というものをしてくださいということもついて
いるので、権利譲渡するにも、売るときに、そういった処分に困るよ
うなものがついているというような形になるようなことも困るという、
そういう思いもあります。

委員　　手続が面倒くさいというのがあって、これが一番の問題だと思うん
です、もっと簡素化とかしていただけないでしょうか。とにかく1回
手続をしたら来なくていいと。市でたまに見ているわけですから。

会長　　保険のこと、助成金をもらうと、それで保険が掛けられるというこ
とじゃなくて、保存樹木は市が保険を掛けるということですね。

高橋委員　　今のお話と関連するのですが、私も実はケヤキを所有しているん
ですが、保全の部分と、それから価値観の問題といますか、かなり
離れたお宅から、うちのケヤキの葉だということで、全部かき集めて

持ってこられた方がいらっしやいましたけど、そこには別にケヤキの落ち葉だけではなくて、他のものもごちゃ混ぜに入って、持ってきた方が実際にいらっしやる。

それはそれとして、今のお話の中でもあるように、価値観、四季折々の風情とかいろいろ提供してもらおうということで、これがなくなったらどうなるのかなという、その個人の価値の問題として大事にしていきたい。

あるいは地域の中でも、絶対に切らないでくださいと言ってくれる方もいらっしやる。いろいろな方がいらっしやいますけれども、やはり金銭的な面で補償していくという側面はあるでしょうけど、それ以外に色々なことをおっしやる方もいらっしやいますし、実際にそういう行為といたしますか、持ってくる方もいらっしやるので、ちょっとどうなのかなという思いはあるんですが、一応私は保存はしていきたい、いろいろ手続の問題でちょっと面倒な部分はあるのかもしれませんが、保存していきたい、続けていきたいという考え方を持っています。

会長 ほかにご意見、ご質問はございますか。

副会長 実は、数年この委員をやらせていただいて、最初にスライドを初年度に見せていただいたときに思ったのが、その大きさだけでなく質の問題というのをどう考えたらいいのかという時期に入っているような感じがして、保存樹木というと、立派な樹木でとっておくべきだという発想になってしまうのですが、昔の農家であれば、それを有効に利用していたわけです。

例えばケヤキだって、単にそこにあるというのではなく、切って柱にしたりとか梁にしたりとか、そういった用途があるからこそ植えていた、そういった部分が、あるいは防風林に使っていた。

私が勤務している大学の近くで三富地区というのがあるのですが、そこも要するに、クヌギとかコナラとか、全部薪に使っていたわけです。ところが、今は立派になり過ぎちゃって、端から見るとこれは立派だということなんだけど、実はそれはある意味では放置された森なのです。

それから、例えば最近ちょっと聞いて気になったのが、イチョウの

木を農家がどうして切ったのだというような話とか、電線に引っかかったり、落ち葉の問題もあると思うのです。ただ、イチヨウというのは、切っても生き続ける木なのです。切った当初は非常に何か変な形ですけど、また生えてくる。それがわからなくて、変な切り方みたいな形になってしまって、我々の木に対する見方も、あまりにも保存木というので、大きい木だから大切にしましょうという、それだけの視点になっているのではないか。

本来であれば、例えば二酸化炭素を吸収するというのも、大木ですとあまりそういうのがなくて、呼吸と二酸化炭素の吸収のバランスがとれて、あまりそれには役に立たない。だから、むしろ切って、新しい木を植えて、また太らせるというほうが、実は地球環境のためには良かったりするということもある。だから、保存木という概念は、確かに文化財としての保存木というのはすごく大事だと思うのです。小金井市の数少ない自然を守るという点では非常に大事だと思うのですが、一方で、このままでいくと、やっぱり立ち枯れますし、それから苦情も多くなってくるというので、単に保存木というだけではなく、むしろ市全体の緑をどうしていくのかという視点から地球温暖化を減らすとか、ヒートアイランド現象を下げるとか、あるいは市民の精神的な文化的な憩いの場をつくるとか、もうちょっと総合的な観点から考えなくちゃいけない時期になっているかなと思う。

残念ながら、小金井市は非常に都市化が進んでしまって、かなり難しい感じがします。どう手をつけたらいいのかということが、かなり色々な議論をして、個別の案件でやっていかないという非常に厳しい状況になっている。

実は、きのう、たまたま私の大学の近くで関連している、埼玉県のふじみ野市の環境審議委員会にも出ているんですが、ちょうど武蔵野台地の新河岸川の河岸段丘があって、そこに清水が湧いていたりとか、ちょっと小金井に似ているような雰囲気です。ただ、向こうはまだ土地があるのです。樹木対策なんかもこれからできる。ただ、今、遅れて開発が始まっています、住宅開発の。小金井市の現状を見ていると、今だよ、今やっておかないとだめだよ、小金井市のような形になったらもう遅いよということ、今、小金井市を反面教師として使わせて

いただいていますけど、かなりしんどい状況に、我々は置かれている。

保存樹木という概念は大事ですが、もうそれだけではないのではないかと。個人に特に、屋敷林というのがあって、戻すというのは、今の代だからこれはできると思うのですが、次の代だと非常に難しくなってくるということも考えると違う発想法で、小金井市の緑、特に民有地の緑をどういうふうにしていくか考えていかないと、ここで毎年保存樹木の認定はやっているが、それはそれで条例に基づいてという、意味があるとは思いますが、そこをどこかで議論しなくちゃいけない。それから緑の基本計画というのもありますけど、総合的に考えなくちゃいけない状況なんじゃないかなと。はっきりした答えは具体的に出せないですが、ただ、そういった状況に我々は置かれているということかなと思います。

会長

非常に有意義な意見で考えなくてはいけないご意見だと思います。簡単には答えの出ないことです。それを、どこで、どういう形で考えいくかということから考えなくてはいけないことでしょう。

今のことは、皆さん、よくよく記憶にとどめていただきまして、決して忘れないようにして、機会のあるときを狙って、また地元にも意見を言っていくようにしなくてはいけないなと思います。また、環境政策課も、今のご意見は非常に重要な意味を含んでいると思いますので、まず市でやっていかなくてはけませんので、次の手だてをどのようにしたらいいかということを実体化できるように、頑張りたいと思います。

委員

市報に毎年、絆とか、自分の座右の銘とか、そんなふうテーマを決めて、年代別に募集します。私と緑というか、緑を増やすというか、そういうようなことで市民からご意見をいただいたり、そういう啓蒙というか、喚起を同時にしながらというのもいいじゃないかなと思って考えてきました。

会長

今、市報の話が出ましたけど市報の内容はどこが決めているのですか。

環境政策課長 基本的には広報秘書課という市報を発行する課なので、年1回ぐらいテーマを決めて募集していますが、そのテーマをどのテーマにしようかというのはいつも持っているわけじゃなくて、同じようなテーマ

が何年か前にもあったなというものが出ていることもありますので、こういうテーマでやってほしいというお話をすれば、そういったテーマの募集を取り上げていただける可能性は十分あると思います。

会長 それは市民から広報課のほうに提案するのか。あるいは市役所の中で環境政策課が提案をしてくるのか、どういう形があるでしょうか。

環境政策課長 これは環境政策課から申し上げたほうがいいのかと思います。市民の方、それぞれ興味がある分野は多様かと思いますが、そういった色々なご意見を募集するために、もっとこんなテーマの方がよかったんじゃないかという意見は、おそらく広報秘書課に上がっていると思いますので、私どもの緑について市民の方のご理解を深めていただけるように、というのも考えてもらえないかというようなお話をさせていただければと思います。

それと、先ほどの岩村委員のお考えに対するお答えではないですけど、参考までにご紹介させていただきたいお話が、岩手県北上市の市長が、小金井市の桜を見るために来られたのです。

市内の色々な所に北上の桜を植えているので、北上ゆかりの桜が植わっているところをご案内して市内を回ったのですが、その時に小金井の市民の家々にある木が非常に大切にされているということを話していらっしやいまして、岩手県北上市の緑は非常に豊かでしょうというお話をしたら、自然にある山の木は確かに豊かなんだけど、北上市の町にある家々の木は非常に貧弱で、それに比べると小金井市家々にある木は、皆さん、家族ですごく大事にされているなということをお話しされて、そういう緑豊かな市からいらっしやった方も、小金井の町を見まして、そういう感想を持つんだなというようなことが、やっぱり違った環境から来られる方には、そういうように見えるんです。

それから、今、市で新しく緑の基本計画をつくって、第1期目の緑の基本計画で保存樹木や保存生け垣の量を増やすということが全然実現できなくて、今回のものは、現状を維持するという、目標としては後退しているんですけども、実際に保存生け垣にできるような、町の中の生け垣の調査ですとか、あるいは、ここのおたくは生け垣助成を使って生け垣ができるのではないかなというような事前の紹介を、市

内を回ってやるということ、来月から今年度中に市内を回って報告したいと考えています。

会長

どうもありがとうございました。市報に載せるというのは、大変意味のあることだと思います。やはり緑に対する市民の意識をとにかく変えていくということが、1つ、重要な時期になっていると思います。

それから岩村委員が言っているような、非常に複雑な問題かもしれないんですが、そういったようなことも市報を通じて多くの人に知っていただくことができると思います。それをもとに、環境政策課から広報課へ連絡をしていただきたいと思います。

それから、緑の基本計画の作成に私も携わったんですが、要するに何の施策もしていないと、どんどん右下がりになっていくのが、一応その施策をすることによって、もう少し下がり方が減るというような状態であればつくられているかと思うんです。確かにあのときに、緑が増えると、右上がりになるというふうには、どうしてもできなかったんです。そういう意味では、大変難しい問題は含んでいると思います。ただ、一応抑止力になるというような1つにはなっているという状況です。

柏原委員

ここは保存樹木であるとか保存垣根であるとか、そういうものの審議をして、それがいいかどうかを答申するといった場ではあるんですが、ここから出たものを発展させる行動を、次に考えられることは何かつなると凄くいいのではないかなと、とても思っております。

それで、さっき岩村副会長から、小金井市は非常に樹木があるけど衰退するばかりだとおっしゃったんですが、狭い庭であっても、大きい木はなくても、それなりに色々なものを生やす、そうすると、実はちょっと嬉しいこととか、我が家の庭はちょっと奥まったところ、崖線のずっと下ですけど、他はみんな新しいおうちが建ったり、もともとは1筆だったところを兄弟で分け、我が家は築30年の家をリフォームしながらやっていますが、そのままあるのです。先ほども話したのですが、ゴーヤも良くできて、緑のカーテンも良くできて、それから小さいながらも昭和25年から親が住んでいたものですから、その当時から、お風呂よりちょっと大きい位の池があって、別にお水は流れていないのです。亡くなった父が以前は雨水を引いていたので

すが、実は私が家を建てるときに、その雨水を切っちゃったのです。池の手入れをしていたら、これは雨水だというのがわかったのですが、雨水を溜めて多少足すこともありますけれど、そういう一軒家があることと、色々なものがそのまま生えている。

うちには、毎年、ミヤマアカネというトンボがいつも来るのです。そんなに気にもしていなかったのですが、鳥類で詳しい方がいらっしやいまして、うちにはトンボがいつも来るということをお話したら、その方は調査をされていますが、2009年からミヤマアカネは見たことないというのです。新しいアカトンボはいるのですが、このミヤマアカネというのは、日本古来のアカトンボですって。

ですから、今のお話の中でとても思うのは、庭が狭くても、やっぱり土がないと駄目ですね。土があることと、何か池でなくても、水が置いてあるだけでも何か身近なところで、そういうことをして、マンションの方はベランダに何かするとか、そういう工夫で呼び寄せられるのではないのか今年すごく思ったのです。

今年、野川のお水はとても豊かで枯れないですね。だから、そういう何かをしていけば、増えなくても現状維持でも何とかなるのではないかというのをちょっと感じましたので、お伝えしました。

会長

例えば都市部の住宅地なんかを見ていると結構緑の多い所はあるのですね。例えば自由が丘とか、ちょっと中心街から外れると、何でこんなに緑があるのだろうと、そこはお庭が結構保存されていたり、それから完全な生け垣ではないですが、下は低い石塀で、上に樹木を這わすような、ちょっと生け垣のような形になって、最近そういったつくりの塀というのが小金井でも出てきています。

今、我々が残せる自然ということを見ると、おそらく大きな道路に面している所では排気ガスを防ぐということもあるし、安全上の問題もあって石塀みたいな形にならざるを得ないと思うのですが、緑が残っているところって路地なのです。そういった所に限って、結構手入れが行き届いていて、小さいお庭であっても、少し大き目のお庭であっても花がきれいに咲いている、そういった所を歩くのは非常に楽しい。

そういった所の生け垣を推進する、あるいは完璧な生け垣、下から

上まで生け垣じゃないにしても、少し緩めで、でも緑を増やすという施策が必要な時期になっているのではないかな。そういう形でしか都市の住居部の緑は残せないのではないかなと個人的には思っています。

もう一つは、例えば私の親の世代のときには庭がありました。今は駐車場のスペースと建物で、土面も駐車場がせいぜい透水性になっているぐらいの感じで、1本、2本、植木が植わってあって、それでもないよりいいかなと思っているんですけど、殆どがそういった住居になってしまって、そういった中で緑をどう増やすかというのが現実問題として、我々の世代の課題になっていると思います。お屋敷とか、あるいは小さいお庭があるおうちは、つまり団塊の世代から住まれている方のおうちはいいと思いますけれど、一方で新しい新居をつくられている、買われている方は、何かうまくいかないのかなと。

浸透ますは必ずやられていると思いますけれども、何らかの形でもうちちょっと樹木を増やしたり、あるいは生け垣、生け垣チックなものを推奨するとか、そういった形で何か政策的に誘導していかないともうどうしようもなくなっちゃうと思います。

環境政策課長 生け垣チックということですけど、実は私も最近初めて見たんですが、同じ種類の樹種を並べるのではなく、全然違う組み合わせの生け垣が出てきて、最近の方は何かそういう生け垣、新たに生け垣みたいなものもおしゃれというか、そういう感じで申請を出してこられているので、そういったものももちろん対象にしているので、実際にこういう生け垣の例もありますということで紹介などもしていくと、こういうものも補助してもらえみたいだから申請してみようという形も出てくるかなと。

会長 例えば少し道路面より高くても段があって、その上に植えるものも可ですという案内とか、何か市民が、この制度を使ってみようかなと思わせる、敷居を低くして、それで緑を増やして、そういうことも必要なんじゃないなと思います。

委員 先ほどの岩村委員の関連ですけど、今日、資料の10ページに、4つありますね、環境緑地と公共緑地と保存樹木、保存生け垣、これのストック量というか、現状これだけありますということがわかります。一方で図があって、最初に保存樹木と保存生け垣を見てみますと、こ

これは今回の指定対象ですね。これの総合化された図をつくっていただければなど。要するに全体図をつくっていただいて、例えばドットが非常に密集しているところは、できるだけそれを広げていく努力。ドットが、まとまりが幾つかあって、つなぐことによって効果があるなんていうこともありますよね。そういうのを、例えば市ができるだけ努力するとか。

だから、単に今の指定基準だけじゃなくて、樹形の問題もありましたけれども、そういう積極的につなげる努力をしていって、この緑のネットワークがつくられていくことは、多分長期的な目標になるのではないかと思うので、そういう意味で、是非この保存生け垣と保存樹木の分布マップと総合図をつくっていただきたいというのが1つ。

もう一つは、環境緑地と公共緑地が、これはさっきの国分寺崖線の図が主としてというのは、そういうふうに言われましたが、公共緑地は国分寺崖線そのもの。この5カ所のうち国分寺崖線以外はありますか？

環境政策課長 現状はございません。

委員 全部、国分寺崖線ですね。だから、上の国分寺崖線と合わせると、まさに、緑がありますよね。それからもう一つは、都市計画上の緑地はありますか。

環境政策課長 あります。

委員 それから、都の保全条例の緑地がありました。

事務局 要するに、市に管理をお願いしていますけれども、東京都でも保全地域に。

委員 そうなので、他の施策、この条例に基づくもの以外に、都市計画上の指定地だとか、都の環境条例に基づくものだとか、そういうのはあると思うのですが、それを総合化したものを次に出していただいて、この審議会に出すというか、そういうものは素材になると思いますので、今日10ページの表をいただいたので、それに図をつけて加えていただきたいということを是非お願いしたいなと思います。

上原委員 以前、小金井市の緑の基本計画をいただきまして、その8ページですけれど、そこに仙川がぎっちり書かれています。実際自分の周りとか仙川のところを歩いてみますと、ほとんど水は流れていませんし、

生かされていないのです。せっかくこういう続いている、公共の土地があるのですから、もっと市民に、緑をきっちり整備して、緑を増やして、市民もここで散策できるというか、歩けるというか、実際に利用できる、そんなふうにしていく取り組みを、やっていけるものならば利用したいなというか、望ましいなと思うのですけれど。

会長 とてもいいことですので、緑の将来計画のときに、私もそのことを発言はしたのです。将来計画のところでは、野川周辺が水としてはクローズアップされていて、仙川のこととも言ったのですけれど、中々難しいということで、施策にはとうとう入ることができなかったのです。ただ、私は、それは必要だと非常に思います。

上原委員 野川も、以前かかわったときにはすごく汚くて、とてもじゃないけど、昔は生きていないような川だったということを知りました。それを市民が色々と手を加えて、今のような素晴らしい環境の所になったと思っています。ですから、やっぱりそこには人が手を加え、こうして初めて生き生きするものだと思うので、水が必要だとか、水辺というか、土が必要だとか言われましたけれども、何も買わなくてもあると。

委員 それに関して言うと、例えば水辺の話と用水の話というのが出ているんですけど、今、上原さんが言った話が不可能ではない、いい見本が桜堤にあります。あそこは団地の中の雨水を溜めたものをまとめて地下に入れて、それを汲み上げて仙川に流している。

委員 そこが一部ですけれども、小金井公園の10分の1みたいなところ、その水を1回ためて、それで仙川に流していたのです。そういう、とてもきれいな水を仙川に流していた。

会長 小金井公園、仙川の管理は東京都ですよ。その意味で、柳澤さん、そういうことに関する展望とか可能性は如何でしょうか。

柳澤委員 建設局の河川部とか、あとは公園の関係の部署の施策を、今時点で詳細につかんでいるわけではないですけど、色々きめ細かい話をお聞きしながらするという考え方にはなってきています。それで、ついでに発言させていただきますと、緑の量の確保から質に転換するというのは、量も勿論大事ですが、量の確保が間違っているわけではないのですけど、質的なものも加味してというのは段々始まってきていまし

て、そういう意味では、先ほどからのお話だと、多ければいいというものではないということです。そういうような考え方は、今、少しずつ施策化している状況で、今日は具体的に申し上げられないのですが、もう一つ、具体的なこと、昆虫のお話なんかも出ていますが、生物多様性の問題ですね、それはやはり貴重種をどういうふうに保全していくかという、多くの企業の中で今までは努力して、確かにそれなりの措置も開発事業者にしてもらうのはやっていますけれど、やっぱり結果を見ていかなきゃいけないかなど。頑張りましたよ、駄目でしたというのでは、これからは行政としては、もう一步踏み込むべきだということに具体的になってきております。

それから玉川用水ですね。これも都としては、保全地域指定にしています。

今日のお話は非常に勉強させていただいたなど、また次の時にはこちらからも具体的な情報提供ができるようにしてまいりたいと思っています。

会長

本当にみどり政策の中で、清流というのはやはり東京都さんができる取り組みの1つだと思うのです。それで本当に野川というのは、見事に清流化させるということ、東京都がなし遂げたいいい例だと思う。もう今から30年ぐらい前は、全く汚れた川の流れがここまでよくなった。最近、私はこの大学ですから学生が来ます。この川を見ると、何か凄く自然な川ですねと思うわけです。4年前はひどい汚れた川だったといっても誰も信じないような状態になっている。やればできるという1つの例ですね。いい例があるから、これで終わりにするのではなくて、やはり武蔵野を水源とする幾つかの川があって、そのうちで水が全くないのは、もう仙川だけです。

他は大体流れています。落合川とかみんな水はありますし、仙川だけが何とも寂しい状況で、仙川は最終的に野川に合流して多摩川へ出ていくわけですが、例えば成城学園とか、あの辺は流れていますけど、あれは結構調布のところの下水処理場の処理水が流れているという現状です。是非とももう一つ、第2の野川じゃないですけど、仙川を復活していただけるように頑張っていたきたいし、それについて小金井市は、上流の市として協力できるような体制を是非ともつくってい

ただきたいと思います。

委員 水路にしても仙川にしても、とりあえずという言い方は変ですけど、暗渠にしないで残しておくということは凄く大事なことで。なるべく自然に戻すような、周りを、だから、ずっと水が通せるかどうか、今、水が流れてきても、水量がなくて国分寺のところで全部止まっちゃう。かつては野川のほうにも、小金井の所を通して落としていたのですが、それも一切ないし、中央線のところで切られています。

会長 東京都をお願いいたします。小金井市が雨水浸透柵というのを一生懸命やっていますから、今後、都市化が進んでしまうので、もう東京都全域上流部で。それから埼玉県例えば東上線を見ている、今やっぱり最後の開発地域みたいな形ですごい勢いで進んでいますけど、東京都全域で雨水浸透柵を、新しい所では義務化するぐらいの形にしないと、地下水の涵養というのを保てないし、それから一方で、今、集中豪雨で床下浸水だの何とか、部分的に起こっています。今年、特に京都の宇治とか、最近、長崎は回復したと、多少でしたけど、そういったことが非常に多くなっていますので、やはり土に水を返すという事業というのはこれからすごく大事なんじゃないのかなと。地道な、非常に広範囲な作業ですが、小金井市だけの特許にしておくのではなくて、やはり三多摩全域でもっと早くやっていただければ、少しは湧水が復活するかなと思いますし、今後の、例えば国分寺崖線も含めて、ほかの崖線でも、湧水が減るとかということが少しでも防げるんじゃないかなと思います。

委員 通常三六協定といっていますけれど、昭和36年に下水の整備が進捗しないというのもあって、川に汚水を流してもいいという施策があったそうです。それは三六協定というらしいのですが、そうせざるを得なかったというのにはありますが、そういうことを考えると、僕自身が川を汚した当人ではなく、多分東京の郊外に住んでいる方の七、八割の方は新人類で、そういう住まい方の問題があります、そういう意味では非常に反省が込められているというか、今は当たり前のように、水はきれいだし、環境にも優しくというようになった、これはそういう意味ではいい機会だし、問題はだから、用水の場合は、水管理を誰がやるか、特に用水の場合は、管理者とかが非常に難しいです。

小金井市だけの問題ではなく、下流域にも影響を及ぼしますから、都の施策にゆだねざるを得ないで、都の管理になっているかと思うのですが、もちろん沿川の市町村が再生に向けて頑張らなきゃいけないし、沿道の権利者の方々のご協力を得ないといけないもののやっぱり一歩を記すということが重要なので、まずは、仙川用水はきれいにしなきゃいけないという、市民の世論喚起というか、普及の啓発を進めていって、皆なで、これをきれいにする努力をしようじゃないかということが行政にやっていただける前提になるのかなと思います。

会長

仙川の場合は、きれいにする前に、水が流れているかといことで、水が流れると、こういういいことがあるという、市民を動かせるような情報、例えばさっきの、柏原さんのちょっといい話みたいなのがあるじゃないですか。そういうものを市民の目に触れるところに載せていくのは凄く大切だと思うのです。今後、こういう市民の意識を変えていくときに、全ての市民の意識を変えることは、まず不可能ですね。どこを変えるかという、予備軍というのか、まだ余り意識は芽生えていないけれど、ちょっと持ち上げれば変わるという人たちが、まず変えていくということが大切だと思うのです。そういう人がどこにいるかという、1つは子供と子供のいる親、あとはちょっと余裕が出てきた定年過ぎの方です。20代、30代は、中々それが持てないですけど、その辺りをターゲットとして、アピールしていくことが大切だと思います。

先ほどから出ていないですが、野川流域連絡会というのがあって、それで一度仙川の上流をずっとたどって歩きましたし、ほとんど中央線のところで、今、分断されている。

その高度処理水というのは、結構近くに行くとかさいらしいですね。だから、やっぱり反対だという人も結構います。

玉川上水の小平から先は、玉川の水でなくて処理水を流しているのですから。例えば仙川でも、緑町の2丁目から4丁目のあたりまで、大分近く北までいっていますね、あの辺で、流している処理水を分けてもらうということができれば、それほど工事費もかからずにできるものかもしれない。

委員

処理水っていうのは、ちょっと抵抗があるのです。

会長 ただ、玉川上水自身がそうですからね。小金井市の北を流れているので。それがやっぱり下までおりると臭いというのです。

委員 玉川の近くまで、あれの先のほうまで、処理水じゃない水を。

会長 だから、野火止用水の所ぐらいいっちゃいます。ただ、それでも例えば親水公園みたいなものを23区内でやっているところもありますね。例えば落合浄水場からの水を世田谷区の北沢川に流しているのがありますが、水の量は少量ですから、それほど匂わないですね。そういうところもありますので、その辺、やり方だなと思います。

委員 人がこういうふうにできるようにするかで変わりますね。

会長 だから、処理水も、どの状態の処理水を流すかということもあって、落合処理場から世田谷のほうに流しているのは、かなりの高度処理水なんじゃないのかなと思う。あるいは高度処理水を、かなりブレンドしている状態じゃないかな。そのかわり水量は少ないです。

副会長 さっきのちょっといい話と、真山先生がおっしゃった、トンボの話ですけど、私のところに栗の木があり、あるとき、ある幼稚園の先生が、栗のイガをもらいにきました。全然開いていない緑の固いものと、ちょっと開いたものと、それから黒く熟したもの、それを子供たちに教えたいと。栗というのはお菓子に出来上がったものがのっているみたいな、栗がどういう木になっていて、どのような過程をたどって収穫できるのかということを知りたいということです。イガが痛い、そういうもので栗自身は防御しているというか、とられないようにしていると、そういう段階を経て私たちのところで美味しく食べられるという話をしたいということなので、是非使ってくださいということでお分けしたのです。

 そうやって、先ほどの話の中でもありましたように、例えば先ほど文化的、玉川上水を掘って、色々ご苦労された方々にお分けした樹木、文化的な、あるいは歴史的な遺産というか、価値のあるものを教育委員会で、もしかしたら指定しているかもしれないというお話がありました。

 ですから、高橋先生のお話のように、分布を、この場面だけではなくて、関連の教育委員会の部分で、もしそういうものがあれば落とさせていただきたいし、あるいは今のように教育と連携といいますか、

色々な場面で、色々なセクションと連携をしたり、連絡調整をしたりして、あるいは相互に協力し合ってやっていく。

もっと言えば、農地が今後どうなっていくのか。ある農家の試算によると、今の農地は、この後、数年後の相続の関係で半減するというぐらいに言われているわけです。将来的に、小金井は農地がなくなっちゃうというような、そういう難しい試算もあるわけですから、そういうものも含めて全体的な緑地というのを、先ほどから水辺の話もそうなんですけれども、そういうことも含めて、今後やっていくと色々見えてくるのかという気がしますので、全部が全部落とし込むわけではありませんけど、関連の資料として併用して見ていくということも必要なパターンということを感じます。

会長 ありがとうございます。今日は市議会があることで、少し時間を繰り上げて、この会を開かせていただいております。特に今なければ、今日の最大の懸案でございます、この諮問提案について、指定を決定して良いかお諮りしたいと思っております。

指定をすることに決定をして良いでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会長 では、異議がないようですので決定いたします。

次に、市長への答申の方法についてお諮りしたいと思っております。その方法につきましては、例年、会長に一任していただき、会長から市長へ答申を行っておりますが、今年度もそういうものにして差し支えございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会長 異議がないようですので、会長に一任とさせていただきます。

では、次の議題がもう一つ残っています。緑地保全に関するアンケートを作成していただきましたが、何かこのことについて、意見がありましたらお願いいたします。前もって郵送でごらんになられていると思います。

柏原委員 この内容については、ちょっとわからないですけど、裏面の問6の6番、保全緑地所有者同士の「情報交換」ですよね。何かどういうものだろうというような、「交流会の」とあるので。ちょっとわかりません。

会長 よろしいですか。

環境政策課長 こちらについては、保全緑地を申請したいただいた方に送る決定書に同封させていただいて、ご回答いただくことをお願いしようと考えています。

委員 この内容は東京都が行っているものと同じものですか。

会長 そうです。

環境政策課長 参考に、小金井の公共緑地、環境緑地、保存樹木、保存生け垣というもので制度をつくっていますので、小金井市の指定の名称に置きかえた程度です。

会長 そうすると、これを集計するのは1年後ぐらいになるのですね。要するに申請のときにこれを配るということですか。

事務局 11月に配ります。

環境政策課長 今回、諮問はお認めいただいたので、その旨を申請者の方にご通知差し上げますので、そこの中に入れ状況報告を提出していただくおりに回収させていただいて取りまとめ、来年度の審議会で集計結果をお知らせする形になります。

会長 これは今年度の申請者のみですか。それとも過去4年ずっと継続中の方がいますのでその方にも。

事務局 全員です。

会長 それは大変良いことです。皆さんの意見を一気にまとめるというのは、とても良いことだと思います。色々ご苦勞があるかと思いますが、よろしくお願いします。

それでは、本日の案件についての審議は、これで終了したいと思います、先ほどから色々ご意見をいただきましたが、最後に何かこれだけをというのがもしございましたら。

会長 それでは、以上をもちまして、平成24年度の第1回小金井市緑地保全対策審議会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでございました。ご協力ありがとうございました。

— 了 —